平成２６年（フ）第３４３号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　県営古井住宅17―708
債務者　杉浦　幸代
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９８号
大阪府泉佐野市上之郷1675番地
債務者　水本　耕三
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４５３号
大阪府岸和田市上松町610番地の242
債務者　寺田　礼子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７０号
大阪府泉南市信達牧野17番地102号
債務者　中井　さよ
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４８７号
大阪府泉佐野市佐野台1040番地の15、前住所千葉県流山市西初石３丁目1463番地の１グリーンパークＣ―２
債務者　佐々木正行
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４９４号
大阪府岸和田市土生町4060番地エスポワール清光405号
債務者　山野アオイ
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４９９号
大阪府岸和田市上松町3006番地かんまつ728ハイツ602号、前住所大阪府阪南市石田190番地の13
債務者　細川　正剛
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４００号
静岡県浜松市中区泉２丁目11番８号
債務者　柿迫由紀子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
沖縄県沖縄市住吉１丁目12番29号　城間アパート201
債務者　仲里　麻実（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第４８０３号
大阪府枚方市東中振２丁目17番８―103号
債務者　箕嶋　公江（旧姓仲尾）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６４号
岡山市北区駅前町２丁目４番18号　カーサフィオーレ駅前町505号室、住民票上の住所岡山市北区東島田町２丁目７番20―1108号
債務者　三住　眞理（旧姓大東）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６６号
岡山県玉野市築港４丁目６番49号
債務者　松下　大輔
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２号
大分県中津市大字福島742―２、住民票上の住所大分県中津市山国町吉野665番地１
債務者　中島　祐次（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午後２時10分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２２号
茨城県石岡市石岡2840番地　グレースコートＢ―202
破産者　江川洋之介
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５４号
茨城県土浦市大町14番16号　桜川ハイツ301号
破産者　角田功井祉
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８３号
兵庫県明石市東野町2143番地の５
破産者　岩崎　正幸
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係